

## 火災や自然災害に伴う市営住宅の一時的な使用について

火災や自然災害により住宅に被害を受け住居にお困りの方は、空いている市営住宅を一時的に使用していただくことができます。

### ●入居対象及び入居条件

- (1)入居対象者：火災や自然災害により被害を受けた住居に住んでいた市民
- (2)入居期間：罹災の日から3か月以内  
(罹災家屋の修繕や再建築等により退去時期が明確な場合は、最大6ヶ月間の入居が可能です。)
- (3)家賃：免除
- (4)敷金：免除
- (5)連帯保証人：不要
- (6)その他：電気、ガス、水道等の公共料金、そのほか照明器具等の居室に設置する設備の費用は自己負担となります。

### ●必要書類

- ①入居申込書、②減免申請書、③誓約書、④住民票、⑤罹災証明書  
(①～③は住宅営繕課、④は市民課で交付します。⑤については火災の場合は消防署、自然災害の場合は資産税課にご相談ください。)

### ●申込方法

上記必要書類のうち①入居申込書、②減免申請書、③誓約書に必要事項を記入し、④住民票、⑤罹災証明書を添付して住宅営繕課(市役所6階)に提出してください。

### ●問い合わせ

沼津市役所 住宅営繕課 市営住宅係 055-934-4792